

株式会社 I D P

行動計画

社員が出産・育児の際でも安心して活躍できる社内制度の周知及び、積極的に子育てに関われるよう支援する為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

<目標>

産前産後休暇・育児休業等に関連する制度についての情報を、社内HPに掲載し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・2022年4月、制度に関する情報を社内HPへの掲載及び社内回覧により、制度周知を計る。
- ・社内で開催の階層別研修等にて上長及び社員へ周知を行い、制度を活用しやすい環境づくりを行う。

<主な子育て支援制度>

産前産後休暇	産前42日、産後56日
出産休暇	配偶者の出産時1日以内 お祝い金：1子につき10,000円
育児休暇	子どもの1歳の誕生日まで ※ただし、一定の条件を満たした場合、2歳まで延長可能
育児短時間勤務	子どもが3歳まで、1日最大2時間まで労働時間を短縮して勤務可能
所定外労働の免除	子どもが3歳まで、所定労働時間を超えての労働を免除
時間外労働の制限	小学生未満の子どもがいる場合 1カ月：24時間、1年：150時間を超えての法定時間外労働の免除
深夜業の制限	小学生未満の子どもがいる場合、午後10時から午前5時までの深夜業の制限
就学祝い金	子どもが、小学校入学、もしくは中学校入学した年の4月 お祝い金：1子につき10,000円